

01 鹿国保連第 1306 号－5
令和 2 年 3 月 2 日
(審 査 管 理 課 扱 い)

各保険医療機関 御中
各保険調剤薬局 御中
各訪問看護ステーション 御中

鹿児島県国民健康保険団体連合会
理事長 隈 元 新

増減点・返戻通知書等における増減点事由の変更について（お知らせ）

本会の事業運営につきましては、平素から格別の御理解、御協力をいただきお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、令和2年2月審査分より下記のとおり変更いたしますので、お知らせいたします。

なお、増減点事由の内容については、社会保険診療報酬支払基金と同様であることを申し添えます。

記

記号	増減点事由	
	<変更後>	<変更前>
A	療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上適応とならないもの	適応と認められないもの
B	療養担当規則等に照らし、医学的に保険診療上過剰・重複となるもの	過剰と認められるもの
C	療養担当規則等に照らし、A・B以外で医学的に保険診療上適当でないもの	重複と認められるもの
D	告示・通知の算定要件に合致していないと認められるもの	前各号の外不適當又は不必要と認められるもの

【問い合わせ先】

審査管理課 審査管理係 森岡・浜川
TEL : (099) 206-1037
FAX : (099) 206-1085